

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和47年小田原市規則第39号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1節 卸売業者（<u>第4条の2～第10条の2</u>）</p> <p>第2節 買受人（第11条～<u>第14条の2</u>）</p> <p><u>第5章 雑則（第46条）</u></p> <p>（開場期日等の変更の通知）</p> <p><b>第3条</b> 市長は、条例第4条第2項の規定により休業日に開場し、若しくは休業日以外の日 に開場しないとき、条例第5条第1項ただし 書の規定により開場時間を臨時に変更したと き又は次条ただし書の規定により<u>せり売又は 入札の方法による卸売</u>の販売開始時刻を変更 したときは、直ちに、その旨を業務上必要と 認める者に通知しなければならない。</p> <p>（販売開始時刻）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条第2項に規定する規則で定 める<u>せり売又は入札の方法による卸売</u>の販売 開始時刻は、次の各号に掲げる市場の区分に 応じ、当該各号に定めるところによる。ただ し、市長は、必要があると認めるときは、こ れを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(卸売業務の許可)</u></p> <p><b>第4条の2</b> <u>条例第6条の2の規定により卸売</u></p>	<p>目次</p> <p>第1節 卸売業者（<u>第5条～第10条</u>）</p> <p>第2節 買受人（第11条～<u>第14条</u>）</p> <p><u>第5章 監督（第46条・第47条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第48条）</u></p> <p>（開場期日等の変更の通知）</p> <p><b>第3条</b> 市長は、条例第4条第2項の規定によ り休業日に開場し、若しくは休業日以外の日 に開場しないとき、条例第5条第1項ただし 書の規定により開場時間を臨時に変更したと き又は次条ただし書の規定により<u>卸売のため</u> の販売開始時刻を変更したときは、直ちに、 その旨を業務上必要と認める者に通知しなけ ればならない。</p> <p>（販売開始時刻）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条第2項に規定する規則で定 める<u>卸売のため</u>の販売開始時刻は、次の各号 に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定め るところによる。ただし、市長は、必要があ ると認めるときは、これを変更することがで きる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

の業務について市長の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の略歴を記載した書類
- (4) 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資の額を記載した書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度及び前々年度の事業報告書及び決算書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を許可したときは、卸売業務許可証（様式第1号の2）を申請した者に交付するものとする。

3 第1項の許可を受けた者（以下「卸売業者」という。）は、卸売業務許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 卸売業者は、第1項の許可を受けたときは、速やかに、誓約書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。

（卸売業者の事業の承継）

**第4条の3** 条例第6条の8第1項の規定により事業の譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、卸売業者に係る事業の譲渡譲受認可申請書（様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる書類
- (2) 当該事業譲渡及び譲受けに係る契約書の写し

2 卸売業者は、条例第6条の8第2項の規定により法人の合併又は分割について市長の認可を受けようとするときは、法人の合併にあつては卸売業者に係る合併認可申請書（様式第1号の5）、法人の分割にあつては卸売業者に係る分割認可申請書（様式第1号の6）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる書類
- (2) 当該法人の合併又は分割に係る契約書の写し

（法人名変更等の届出）

**第4条の4** 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者法人名変更等届出書（様式第1号の7）により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 名称又は所在地を変更したとき。
- (3) 定款、資本金の額又は役員を変更したとき。
- (4) 株主又は出資者の氏名若しくは名称又はその持株数若しくは出資の額を変更したとき。
- (5) 条例第6条の3第1号から第7号までに該当することとなったとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（卸売業者の業務の停止処分等の通知）

**第4条の5** 市長は、条例第6条の6第2項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を

命じたときは、業務停止処分通知書（様式第1号の8）により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

- 2 市長は、条例第6条の6第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分書（様式第1号の9）により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

（卸売業務の許可の取消処分の通知）

- 第4条の6** 市長は、条例第6条の7第1項又は第2項の規定により卸売業務の許可を取り消したときは、取消処分通知書（様式第1号の10）により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

- 第4条の7** 卸売業者は、事業年度経過後90日以内に、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条の規定による事業報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の事業報告書に係る閲覧の申出があった場合には、貸借対照表及び損益計算書について、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がされた場合

3 前項の閲覧は、事務所内における閲覧、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない。

(卸売の代行承認申請等)

**第9条** 卸売業者は、条例第11条の規定により卸売業者の行う卸売の代行について市長の承認を受けようとするときは、卸売代行承認申請書(様式第1号の11)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、卸売代行承認書(様式第1号の12)を申請した者に交付するものとする。

(卸売の代行の承認の変更等)

**第9条の2** 卸売業者は、条例第11条の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、卸売代行承認変更等届出書(様式第1号の13)に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(せり人の資格要件)

**第9条の3** 条例第12条第1項の規則で定める資格は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこととする。

(せり人の名簿の記載事項等)

(卸売の代行承認申請等)

**第9条** 条例第11条の規定により卸売業者の行う卸売の代行について市長の承認を受けようとする者は、卸売代行承認申請書(様式第1号)に登記事項証明書又は住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第9条の4 条例第12条第2項の規則で定める事項は、せり人の住所及びせり人として定めた年月日とする。

2 条例第12条第2項の名簿は、せり人名簿（様式第1号の14）によるものとする。

3 卸売業者は、条例第12条第2項の規定により当該名簿を市長に届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

- (1) せり人の職歴を記載した書類
- (2) せり人が前条に規定する資格を有する者であることを誓約する書類（様式第1号の15）

（備付帳簿）

第10条の2 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金出納帳
- (3) 固定資産台帳
- (4) 荷受帳
- (5) 売さばき台帳
- (6) 荷主口座帳
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める帳簿

（買受人の承認申請）

第11条 （略）

2 市長は、前項の申請を承認したときは、買受人承認書（様式第4号）を申請した者に交付するものとする。

（買受人の承認の変更等）

第11条の2 買受人は、条例第13条第1項

（買受人の承認申請）

第11条 （略）

の規定により承認を受けた事項の変更等（卸売を受ける市場の変更を除く。）をしたときは、買受人承認変更等届出書（様式第4号の2）に、変更事項等を確認することができる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（買受人の入場の停止処分のお知らせ）

**第12条** 市長は、条例第14条の2の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

（買受人の承認の取消処分の通知）

**第12条の2** 市長は、条例第15条の規定により買受人の承認を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

（買受人補助者の承認の変更等）

**第13条の2** 買受人は、前条第1項の規定により承認を受けた事項の変更等をしたときは、買受人補助者承認変更等届出書（様式第6号の2）に、変更事項等を確認することが

（買受人の承認基準等）

**第12条** 市長は、前条の承認を申請した者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、買受人の承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (3) 条例第15条又は条例第54条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

**2** 市長は、前条の申請を承認したときは、買受人承認書（様式第4号）を交付するものとする。

できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(買受人及び買受人補助者の承認等に係る通知)

**第14条の2** 市長は、買受人及び買受人補助者の承認をしたとき、承認の変更をしたとき又は承認の取消しをしたときは、卸売業者に対し、買受人及び買受人補助者承認等通知書(様式第7号の2)により通知するとともに、市場内の掲示板に掲示するものとする。

(付属営業の許可申請)

**第15条** (略)

**2** 市長は、前項の申請を許可したときは、付属営業許可書(様式第10号)を申請した者に交付するものとする。

(付属営業の変更等の届出)

**第15条の2** 付属営業人は、条例第19条の規定により届出をするときは、付属営業変更等届出書(様式第10号の2)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(付属営業の業務の停止処分等の通知)

**第16条** 市長は、条例第19条の3第2項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

**2** 市長は、条例第19条の3第3項の規定により入場の停止を命じたときは、入場停止処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

(付属営業の許可申請)

**第15条** (略)

(付属営業許可の基準等)

**第16条** 市長は、前条の許可を申請した者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、付属営業の許可をしないものとする。



- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 業務を適確に遂行するのに必要な能力及び資力信用を有する者でないとき。
- (4) 条例第20条又は条例第54条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

2 市長は、前条の申請を許可したときは、付属営業許可書（様式第10号）を交付するものとする。

（付属営業の許可の取消処分のお知らせ）

**第16条の2** 市長は、条例第20条の規定により付属営業の許可を取り消したときは、取消処分通知書により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

（指し値その他の条件の明示）

**第22条** 卸売業者は、受託物品に指し値（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。以下同じ。）その他の条件がある場合には、せり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前に、その旨を当該物品に表示しなければならない。

2・3 （略）

**第27条及び第28条** 削除

（指し値その他の条件の明示）

**第22条** 卸売業者は、受託物品に指し値（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除く。以下同じ。）その他の条件がある場合には、卸売のための販売開始時刻前に、その旨を当該物品に表示しなければならない。

2・3 （略）

（青果市場に係るせり売又は入札の割合）

**第27条** 条例第23条第1項第2号に規定する規則で定める卸売予定数量の割合は、10

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

**第29条** 卸売業者は、販売開始時刻前にせり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。ただし、条例第23条第2項第5号若しくは第6号又は条例第26条第2号の規定による場合は、この限りでない。

(物品の市場外卸売場所の指定等)

**第30条** (略)

2・3 (略)

4 条例第24条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該申請に係る物品が次に掲げるものに  
限られていること。

ア 別表第3に掲げる物品

イ (略)

(2)～(5) (略)

(卸売予定数量等の報告)

0分の30以上とする。

(相対取引による卸売の明示等)

**第28条** 卸売業者は、条例第23条第1項第2号に規定する相対取引（以下「相対取引」という。）により卸売をしようとするときは、その販売開始時刻前に、その旨を当該物品に表示しなければならない。

2 卸売業者は、条例第23条第2項第5号に係る卸売をしようとするときは、あらかじめ予約相対取引届出書（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

(販売開始時刻前の卸売の禁止)

**第29条** 卸売業者は、卸売のための販売開始時刻前に卸売をしてはならない。ただし、条例第23条第2項第5号若しくは第6号又は条例第26条第2号の規定による場合は、この限りでない。

(物品の市場外卸売場所の指定等)

**第30条** (略)

2・3 (略)

4 条例第24条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該申請に係る物品が次に掲げるものに  
限られていること。

ア 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第26条第4号イ（1）から（3）まで及び（5）に掲げる物品

イ (略)

(2)～(5) (略)

(卸売予定数量等の報告)

**第33条** 条例第34条第1項の規定による卸売の予定数量の報告は、卸売予定数量報告書（様式第15号）により行わなければならない。

2・3 （略）

（委託手数料の率）

**第34条** 条例第37条第1項に規定する規則で定める委託手数料の率は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 水産市場

ア・イ （略）

ウ 上記以外のもの 100分の6.0以内で卸売業者が定めて市長に届け出た率

2 条例第37条第2項の規定により、その月の委託手数料の受領額を市長に報告しようとする者は、委託手数料受領額報告書（様式第19号の2）を提出しなければならない。

**第37条** 削除

**第39条の2** 卸売業者は、条例第42条の3第1項の規定により取扱品目及び卸売の業務

**第33条** 条例第34条第1項の規定による卸売予定数量の報告は、同項第1号に係るものにあつては卸売予定数量報告書（様式第15号）、同項第2号に係るものにあつては売買取引の方法ごとの区分に係る卸売予定数量報告書（様式第16号）により行わなければならない。

2・3 （略）

（委託手数料の率）

**第34条** 条例第37条に規定する規則で定める委託手数料の率は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 水産市場

ア・イ （略）

ウ 上記以外のもの 100分の6.0以内で卸売業者が定めて市長に届け出た率

（買受代金支払猶予の特約承認申請）

**第37条** 卸売業者は、条例第40条第1項ただし書の規定により買受代金支払猶予の特約について市長の承認を受けようとするときは、買受代金支払猶予特約承認申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

**第39条の2** 卸売業者は、条例第42条の2第1項の規定により取扱品目及び卸売の業務

に係る施設ごとに、品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、品質管理の方法に関する届出書（様式第23号の2）により同条第2項の規定による届出をしなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。

(1)～(6) (略)

(原状回復等の届出)

**第41条の2** 市場施設の使用者は、条例第45条第1項の規定により承認を受けた事項について、変更又は原状回復を行う場合は、市場施設原状変更承認に係る変更・原状回復届（様式第26号の2）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(卸売業者市場使用料の率)

**第43条** 条例別表第3の1に規定する規則で定める青果市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2.5とする。

2 条例別表第3の2に規定する規則で定める水産市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2とする。

に係る施設ごとに、品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、品質管理の方法に関する届出書（様式第23号の2）により同条第2項の規定による届出をしなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。

(1)～(6) (略)

(卸売業者市場使用料の率)

**第43条** 条例別表第4の1に規定する規則で定める青果市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2.5とする。

2 条例別表第4の2に規定する規則で定める水産市場に係る卸売業者市場使用料の率は、1,000分の2とする。

## 第5章 監督

(取消処分のお知らせ)

**第46条** 市長は、条例第15条の規定により買受人の承認を取り消したとき、条例第20条の規定により付属営業の許可を取り消したとき又は条例第54条の規定により買受人の承認若しくは付属営業の許可を取り消したときは、取消処分通知書（様式第29号）により当該処分の相手方に対し通知するものとす

**第5章 雑則**

(掲示事項)

**第46条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を市場内の掲示場に掲示するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) せり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻を変更するとき。
- (4)～(6) (略)
- (7) 条例第6条の6、第6条の7、第14条の2、第15条、第19条の3、第20条、第46条の3又は第47条の規定による処分をしたとき。
- (8)・(9) (略)

**別表第1** (第2条、第34条関係)

青果市場		水産市場	
類別	品目	類別	品目
(略)			
<u>海藻加工品類</u>	干わかめ、干ひじき、うごその他の <u>海藻</u>	<u>海藻加工品類</u>	寒天加工品その他の <u>海藻加工品</u>

る。

(業務等の停止処分の通知)

**第47条** 市長は、条例第54条の規定により入場の停止又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、業務停止処分通知書(様式第30号)により当該処分の相手方に対し通知するものとする。

**第6章 雑則**

(掲示事項)

**第48条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を市場内の掲示場に掲示するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 卸売のための販売開始時刻を変更するとき。
- (4)～(6) (略)
- (7) 条例第54条の規定による処分をしたとき。
- (8)・(9) (略)

**別表第1** (第2条、第34条関係)

青果市場		水産市場	
類別	品目	類別	品目
(略)			
<u>海藻加工品類</u>	干わかめ、干ひじき、うごその他の <u>海藻</u>	<u>海藻加工品類</u>	寒天加工品その他の <u>海藻加工品</u>

	加工品		
		豆加工類	煮豆、納豆、豆腐（パック入り）、油揚げ、がんもどきその他の豆加工品
(略)			

	加工品		
		豆加工類	煮豆、納豆、豆腐（パック入り）、油揚げ、がんもどきその他の豆加工品
(略)			

**別表第3 (第30条関係)**

類別	品目
野菜類	かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
果物類	かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
水産物類	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）
加工食品類	上記以外の加工食料品